

宮代町こども医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 28 日

宮代町長 新井 康之

宮代町規則第32号

宮代町こども医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮代町こども医療費支給に関する条例施行規則（昭和48年宮代町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「医療保険各法」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び社会保険各法をいう。）」を加え、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第1号から第4号まで」を「前項第1号から第3号まで」に改める。

第4条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第10条第2項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」）」に改め、同条第3項ただし書及び第7項から第9項までの規定中「支払基金」を「DX審査支払機構」に改める。

第11条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条第2項中「前項第2号から第7号まで」を「前項第2号から第6号まで」に改め、同条第7項中「第6項」を「前項」に改め、同条第8項を削る。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。